



福岡県医第1569号（地）

平成21年11月30日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武

（公印省略）

心肺機能停止傷病者に関する情報（ウツタインデータ）について

貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

傷病者の搬送及び医療機関による受入れをより適切かつ円滑に行うために、消防法の一部を改正する法律が、平成21年5月1日に交付され、同年10月30日から施行されております。

本改正に伴い、総務省消防庁及び厚生労働省においては、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会」を設置し、同検討会の報告書を取りまとめ、都道府県が策定する傷病者の搬送及び受入れの実施基準のガイドラインを発出しております。

報告書では、地域の実情に即した傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を策定し適正に見直しを行うために、消防機関及び医療機関が保有する救急搬送後の情報等の収集と分析の重要性等が指摘されております。

このような状況から、今般、同省において、消防機関と医療機関が連携し情報収集を行っているウツタイン様式を用いた心肺機能停止傷病者に関する情報（ウツタインデータ）について、消防機関に対し平成21年12月中分の詳細な調査・分析が実施される旨、福岡県保健医療介護部より通知が参りました。

つきましては、本調査実施により、医療機関に対し、消防機関より、平成21年12月中に救急搬送された傷病者の情報について照会等がありますので、貴会におかれましても本件につきご了知頂くとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
地域保健副担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

21医指第2142号
平成21年11月26日

(社) 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長



心肺機能停止傷病者に関する情報（ウツタインデータ）について（依頼）

日頃から、本県の救急医療の運営に当たり、御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、今般、総務省消防庁及び厚生労働省から各都道府県に対し標記の件につきまして、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、本調査実施の趣旨を御理解の上、各消防本部等から照会がありました際には、各医療機関において迅速な回答に御協力いただきますようお願いいたします。

(担当)

医療指導課地域医療係 服部、井坂

TEL : 092-643-3275



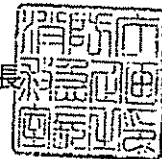
消 防 救 第 266 号
医政指発1120第2号
平成21年11月20日

各都道府県知事

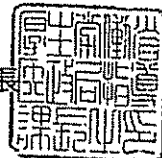
消防防災主管部（局）長 殿

衛生主管部（局）長 殿

総務省消防庁救急企画室長



厚生労働省医政局指導課長



救急搬送に関する情報と救急搬送後の転帰情報等を合わせた調査・分析
について（依頼）

傷病者の搬送及び医療機関による受入れをより適切かつ円滑に行うため、消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）が、平成21年5月1日に公布され、同年10月30日から施行されたところです。総務省消防庁及び厚生労働省では「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会」を設置し、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）を取りまとめ、10月27日に、都道府県が策定する傷病者の搬送及び受入れの実施基準のガイドラインとして「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について」（消防救第248号・医政発第1027第3号・消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知）を発出いたしました。

報告書においては、地域の実情に即した傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を策定し、適切に見直しを行っていくために、消防機関が保有する救急搬送に関する情報と、医療機関が保有する救急搬送後の転帰情報等を合わせて分析することの重要性が指摘されているところです。また、単に、受入困難事案が減少したかどうかだけではなく、救急隊の観察、病院選定や処置が適切に行われたか等について総合的に分析し、より適切な傷病者の搬送及び受入れ体制の構築につなげていくことが重要であることについても、指摘されています。

こうした状況を踏まえ、総務省消防庁及び厚生労働省においては、消防機関と医療機関が連携して情報を収集しているウツタイン様式を用いた心肺機能停止傷病者に関する情報（ウツタインデータ）について、平成21年12月中分の消防機関側の調査項目に下記の事項を加え、詳細な調査・分析を実施することといたします。なお、医療機関側の調査項目については、通年で行っている調査項目と変更はありません。

つきましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対し、本依頼を送付の上、取りまとめの程、よろしくお願いいたします。また、医療機関に対し、12月中に救急搬送をした傷病者については、特に迅速な回答に留意することについてご依頼いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 調査対象

平成21年12月1日0:00～12月31日23:59に覚知し、救急搬送された心肺機能停止傷病者

2 調査項目

通年で実施しているウツタイン様式に

- ・ PA連携の有無
- ・ 現場出発時間
- ・ 医療機関への照会回数及び受入れに至らなかった理由
- ・ 搬送先医療機関の区分（初期、2次、3次）
- ・ 家族及び関係者が傷病者への救命救急処置等を望まない旨言われた事案
- ・ 死後硬直又は死斑疑いがあった事案

を追加

3 提出方法

都道府県において、都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）より調査様式を事例一覧とともに回収し電子化※した後、総務省消防庁救急企画室の専用メールアドレス（kyuukyukikaku@soumu.go.jp）※※に提出して下さい。

※ 紙データをそのままスキャナで読み込んでいただければ結構です。調査内容を、改めてワープロや集計ソフトに打ち直す作業は不要です。

なお、紙データでの提出は困難であり、データベースとしての提出の方が容易である大都市等については、別途ご相談下さい。

※※ ファイル名の頭には、必ず都道府県番号（半角）と都道府県名をつけて下さい。

東京都の場合

例「13 東京都 回答様式」

4 提出期限

それぞれの期間の救急搬送分について、医療機関からの1ヶ月生存率等の情報を加え、それぞれの提出期限までに提出してください。

				提出期限
12/	1	～	12/ 7 救急搬送分	・・・ 1/15 (金)
12/	8	～	12/14 救急搬送分	・・・ 1/22 (金)
12/15	～	12/21	救急搬送分	・・・ 1/29 (金)
12/22	～	12/31	救急搬送分	・・・ 2/ 5 (金)

5 記載上の注意

年間のウツタイン報告につきましては、当1ヶ月分も含め、通常通りの調査項目で実施してください。

(連絡先)

総務省消防庁救急企画室

TEL: 03-5253-7529

FAX: 03-5253-7539

担当: 溝口、木原

t.kihara@soumu.go.jp

(連絡先)

厚生労働省医政局指導課

救急・周産期医療等対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線 2550)

FAX: 03-3503-8562

担当: 中野、田鍋